



《会計・税務の知識》 入湯税の基礎知識

はじめに

今回は、温泉旅行に行った際に掛かる入湯税についてご説明します。

1. 入湯税とは

入湯税は、温泉旅行や健康ランドなどの温泉に入った際に徴収される地方税(間接税)です。

主に下記の用途で、地域の活性化に役立てられています。

- ・温泉旅館などの施設整備
- ・観光客に対する宣伝活動などへの費用
- ・消防署等への支援 等

当税は、特定の目的のため徴収する目的税として、1957年から施行されました。

2. 入湯税の税率

入湯税の標準金額は地方税法で1人1日150円と定められています。

しかし、旅館を経営している場所によって、徴収される金額が異なります。

- ・東京都江東区の場合
1人150円
- ・神奈川県横浜市の場合
1人100円
- ・大分県別府市の場合

- ・12歳未満の人
 - ・修学旅行や部活動などで温泉に来た学生と教職員(大学は除く)
 - ・病気の治療で継続的な入浴が必要と認められた人 等
- 免除される条件は市区町村によって異なりますので、注意が必要です。

4. 入湯税の納入、申告

経営者等の特別徴収義務者は、条例で定める納期限までに、納入及び納入申告書を提出する必要があります。別府市を例にすると、当月分を翌月末までに対応する必要があります。

近年は、地方税ポータルシステム(eLTAX)による電子申告を行える場所が増えてきましたので、直接市区町村に提出でなくても、オンラインでの申告、納付が可能です。

市区町村によって、期限や方法が異なりますので、申告書の提出、納付を行う際は、必ず市区町村のホームページをご確認ください。

おわりに

この記事を読んで、入湯税を初めて知り、入浴する際も税金が掛かることに少し驚いた方もいるのではないのでしょうか。

旅行で温泉に行く際、徴収される金額が気になる時は、旅館を経営している場所の市区町村のホームページをご覧ください。

出典

- ・総務省ホームページ (2025年7月30日アクセス)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_20.html
- ・東京都江東区ホームページ (2025年7月30日アクセス)
<https://www.city.koto.lg.jp/060501/kurashi/zeikin/tabako/5119.html>
- ・神奈川県横浜市ホームページ (2025年7月30日アクセス)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/jigyosya/shizei/20210811095621409.html>
- ・大分県別府市ホームページ (2025年7月30日アクセス)
https://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/zeikin/nyuutouzei/nyuto_index.html#03

3. 入湯税の課税免除対象者

下記に当てはまっている人は、入湯税の課税を免除できる場合があります。

(担当：田村)

宿泊料金又は飲食料金(※消費税は含みません)	税額 (1人1日あたり)	
宿泊と飲食の両方が発生する場合は、合計額で計算します。	短期滞在者 (日帰り~ 6泊7日まで)	長期滞在者 7泊8日以上 (1泊目から適用)
例) 宿泊5,000円+飲食1,300円=6,300円→入湯税250円 (※飲食には、外部からの出前は含みません。)		
1,500円以上 2,000円以下	50円	25円
2,001円以上 4,500円以下	100円	50円
4,501円以上 6,000円以下	150円	75円
6,001円以上50,000円以下	250円	125円
50,001円以上	500円	250円
娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの	40円	-